防災・エネルギー対策特別委員会 資料 9 平成 2 8 年 (2 0 1 6 年) 3 月 1 5 日 知 事 直 轄 組 織 防 災 危 機 管 理 局

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編) 新旧対照表(案) 主な項目のみ抜粋

修正前

第1章 総則

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等

第3 予測される影響等

1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action Planning Zone) が定められるとともに、「プルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA: Plume Protection Planning Area) の検討」が示されており、UPZ区域の範囲の目安については、原子力施設から概ね30km、また、PPAの具体的な範囲については、今後、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、指針に記載すると記されている。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲のUPZの目安の距離(原子力施設から概ね30km)や滋賀県が独自に

第1章 総則

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等

第3 予測される影響等

1 原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域 (PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ: Urgent Protective action Planning Zone) が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設から概ね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設から概ね30kmとされている。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲のUPZの目安の距離(原子力施設から概ね30km)や滋賀県が独自に

行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、別添1のとおりとする。

また、<u>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲</u>を包含する市を<u>長</u> 浜市と高島市とする。(以下「関係周辺市」という。)

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記の<u>原子力災害対策を重</u> 点的に実施すべき地域以外の地域に影響が及び、または及ぶおそれのある場合は、上記地域で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずる。

修正後

行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量となった区域を踏まえ、総合的に勘案し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域(UPZ)の範囲は、別添1のとおりとする。

また、 \underline{UPZ} を包含する市を<u>別表1</u>のとおりとする。(以下<u>、長浜市およ</u>び高島市を「関係周辺市」という。)

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記の<u>UPZ</u>以外の地域に 影響が及び、または及ぶおそれのある場合は、上記地域で行う災害応急対策 に準じて必要な措置を講ずる。

別表1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲を包含する市

事業所名	原子力災害対策を重点的に実施
	<u>すべき地域の範囲を包含する市</u>
敦賀発電所	長浜市、高島市
原子炉廃止措置研究開発セン	<u>長浜市、高島市</u>
<u>9-</u>	
高速増殖原型炉もんじゅ	長浜市、高島市
<u>美浜発電所</u>	長浜市、高島市
大飯発電所	高島市
<u>高浜発電所</u>	高島市

第8節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防 護措置

第8節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故においては、プルームの放射性ヨウ素の吸入による甲状腺等価線量は、IAEAの安定ヨウ素剤予防服用の判断基準を用いると、その範囲が原子力施設から50kmに及んだ可能性があるとされており、今後、これを参考として、国において、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域における具体的な対応を検討していく必要がある。

この場合の防護措置は、自宅内への屋内退避が中心になると考えられており、また、必要に応じて安定ョウ素剤の服用、飲食物の摂取制限も 考慮する必要がある。

プルームによる被ばく線量を回避する防護措置は、施設のEALや運用上の介入レベル(Operational Intervention Level。以下「OIL」という。)の基準、放射性物質の拡散状況の推定等に基づいて実施されるが、住民への情報提供、周知体制の整備、安定ヨウ素剤の備蓄などの計画を予め策定する必要がある。

このため、本県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションを踏まえ、 必要とされる防護措置を実施するものとする。

修正後

- 1 原子力施設から放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて UPZ外においても屋内退避を実施する。
- 2 UPZ内外にかかわらず、放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時の環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)による測定結果を防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL: Operational Intervention Level)と照らし合わせ、避難(OIL2に基づく一時移転を含む。)、飲食物の摂取制限や、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用など必要な防護措置を実施する。

第2章 災害事前対策

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、市町、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体

第2章 災害事前対策

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、市町、原子力事業者等の防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集および連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体

修正後

制整備等を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 県と防災関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県警察、関係周辺市およびその他の市町、原子力事業所が所在する県(以下「所在県」という。)、滋賀県に隣接する府県(以下「隣接府県」という。)、原子力事業者等の防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、 県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのよう な内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考 にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県警察、関係周 辺市およびその他の市町、所在県、隣接府県、原子力事業者その他 関係機関等に周知する。

- ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口 (夜間・休日の場合等においても対応できる体制)
- ・防災対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法(報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者(優先順位付)を含む)
- ・関係機関への指示連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応、衛 星電話等非常用通信機器等や連絡先も含む。)

制整備等を図る。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 県と防災関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県警察、関係周辺市およびその他の市町、原子力事業所が所在する県(以下「所在県」という。)、滋賀県に隣接する府県(以下「隣接府県」という。)、原子力事業者等の防災関係機関との間において事故等の状況、モニタリング結果および屋内退避、避難等防護措置に関する情報等の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

また、被災市町から県へ被災状況の報告ができない場合を想定し、 県職員が被災市町の情報収集のため被災地に赴く場合に、どのよう な内容の情報をどのような手段で収集するかなど、次の項目を参考 にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県警察、関係周 辺市およびその他の市町、所在県、隣接府県、原子力事業者その他 関係機関等に周知する。

- ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口 (夜間・休日の場合等においても対応できる体制)
- ・防災対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法(報告内容、通信手段、通常の決定者が不在の場合の代替者(優先順位付)を含む)
- ・関係機関への指示連絡先(夜間・休日等の勤務時間外の対応、衛

修正前	修正後
	星電話等非常用通信機器等や連絡先も含む。)
第6節 災害応急体制の整備	第6節 災害応急体制の整備
第9 モニタリング体制等	第9 モニタリング体制等
3 その他体制の整備	3 その他体制の整備
(5) 緊急時環境放射線影響予測システムの整備・維持等	(5) 緊急時環境放射線影響予測システムの整備・維持等
県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から <u>緊</u>	県は、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、平常時から <u>放</u>
急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム (以下「ŚPĘĘĎÍ	射性物質大気中拡散予測システムや、環境放射線モニタリングポス
<u>ネットワークシステム」という。)と、</u> 環境放射線モニタリングポ	トなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるとともに、緊
スト <u>とを接続する</u> など情報伝達のネットワークの整備・維持に努め	急時における迅速な運用体制を整備する。また、県は、 <u>放射性物質</u>
るとともに、緊急時における迅速な運用体制を整備する。また、県	大気中拡散予測システムによる予測データの活用を図るため、防護
は、 <u>SPEEDI ネットワークシステム</u> による予測データの活用を図る	措置の実施区域や季節等の条件設定において考慮すべき地域の気
ため、防護措置の実施区域や季節等の条件設定において考慮すべき	象(風向・風速・降雨量等)や同システムの特性を平常時に整理し
地域の気象(風向・風速・降雨量等)や同システムの特性を平常時	ておく。
に整理しておく。	
第3章 緊急事態応急対策	第3章 緊急事態応急対策
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制および通信の確保

第4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県下における影響の把握という観点から、空間線量率等連続観測局(モニタリングポスト)の監視を強化し、結果をとりまとめるとともに、関係周辺市等に必要に応じ連絡する。

- 2 緊急時モニタリング等の実施
- (2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、 緊急時モニタリングの準備を開始する。

また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告する。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングを実施する。

なお、緊急時モニタリングセンターの設置後は、緊急時モニタリング センターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

3 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

修正後

第4 放射性物質または放射線の影響の早期把握のための活動

1 緊急時通報後の連絡を受けた場合の対応

県は、県下における影響の把握という観点から、空間線量率等連続観測局(モニタリングポスト)の監視を強化し、結果をとりまとめるとともに、関係周辺市等に必要に応じ連絡する。

- 2 緊急時モニタリング等の実施
- (2) 警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、<u>原子力事業者と連携して</u>平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。

また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告する。

(4) 緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、<u>原子力事業者</u>と連携して緊急時モニタリングを実施する。

なお、緊急時モニタリングセンターの設置後は、緊急時モニタリング センターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

3 緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況および防護措置の実施状況 等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改訂することとされて いる。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力 する。

4 モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)および対策拠点施設(オフサイトセンター)放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンターおよび対策拠点施設(オフサイトセンター)放射線班と共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、対策拠点施設(オフサイトセンター)内で共有された評価結果を、関係周辺市その他の市町および県警察に連絡する等関係者間で共有するものとする。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

第1 計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OIL と防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

国は、原子力施設の状況、放射線状況および防護措置の実施状況 等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を改訂することとされて いる。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力 する。

4 モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力規制委員会(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)および対策拠点施設(オフサイトセンター)放射線班と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンターおよび対策拠点施設(オフサイトセンター)放射線班と共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、対策拠点施設(オフサイトセンター)内で共有された評価結果を、関係周辺市その他の市町および県警察に連絡する等関係者間で共有するものとする。

第5節 避難、屋内退避等の防護措置

第1 計画の方針

原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」において、「OIL と防護措置」が定められている。その基本的な考え方を示すと、以下のとおりである。

原子力施設等において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ(必要に応じてそれ以遠も含む。)内で空間放射線量率の測定を行い、OILに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

この方針に沿って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、 住民の安全確保を図る。

第2 防護措置基準

原子力災害対策指針の「防護措置基準」は、別表2のとおりである。 この防護措置基準は、IAEAにおいてその改定が議論されている状況 であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方 自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として 定めるとしている。

県では、これに基づいて避難等の防護措置を実施することとする。 なお、従前の防災指針に掲げられていた「屋内退避および避難等に関す

修正後

原子力施設等において異常事態が発生した場合には、原子力事業者がそれぞれの防災業務計画に定めるEALに基づき緊急事態区分を判断し、その区分に応じて予防的防護措置を開始するとされている。

原子力施設等から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、またはそのおそれがある場合には、施設等の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じてUPZ外においても屋内退避を実施する。

それ以降、放射性物質が外部に放出された場合には、UPZ(必要に応じてそれ以遠も含む。)内で空間放射線量率の測定を行い、OILに基づく防護措置基準と照らし合わせ、緊急防護措置や早期防護措置等を実施する。

この方針に沿って、住民の生命および身体を原子力災害から保護するため、防護措置に関する基準、退避等を指示した場合の対応等について定め、 住民の安全確保を図る。

第2 防護措置基準

原子力災害対策指針の「防護措置基準」は、別表2のとおりである。

この防護措置基準は、IAEAにおいてその改定が議論されている状況であるため、必要に応じて見直しを行うこととされているが、今回、地方自治体が地域防災計画を準備・運用するにあたって必要となる基準として定めるとしている。

県では、これに基づいて避難等の防護措置を実施することとする。

修正前		修正後
11念 [上日][100 110 110
リシエーロリ		

る指標」(別表3)の基準を超える予測線量が得られたときは、この指標 に基づき防護活動を開始することとする。

別表 2 防護措置基準

	基準 の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の 概要
緊急防護措置	OIL1	地射た吸経では、関連の変質では、大変を変数を変数が、関するを難さなが、関するを難さを変が、関係を変が、となり、となり、となり、となり、となり、となり、となり、となり、となり、となり	500 μ Sv/h (地上 1 m で計測した場合の 空間放射線量率 ^{※2})	数時間区を 特定し、 を実施。 を実施を を実施を を大きる を大きる を大きる。 をたる。
置	OIL4	不注意な経口 摂取、皮膚汚染 からの外部被だ くを防止するため、除染を講じ るための基準	β線: 40,000cpm ^{*3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線: 13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難を 基で 基で を を が と な が し た る り し え る し る り し る り し る り し る り し る り し る る り し る る り し る る ら る ら る ら る ら る と る ら と る ら と 。 と る ら と 。 と 。 と の と 。 と 。 と の と 。 と 。 と 。 と 。

別表 2 防護措置基準

'	7100 7000 1000 1000 1000 1000 1000 1000						
		基準 の種類	基準の概要	初期設定値*1	防護措置の 概要		
	緊急防護措置	OIL1	地射線がしのなる防住内退かを浮物注に響めに大大大を選が上民に避らが、してはずいのとはははいいのなるを難さない。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の 空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を 目途を 特定し、 一般を を実施。 が 日本を を 変 を 変 を 変 を 変 を 変 を 変 を 変 を 数 の の の の の の の の の の の の の の の の の の		
	:置	OIL4	不注意な経口 摂取、皮膚汚染 からの外部を防止する いるため、除染を講じ るための基準	β線: 40,000cpm ^{*3} (皮膚から数 cm での検出器の計数率) β線: 13,000cpm ^{*4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数 cm での検出器の計数率)	避難基準に 基づい避難者等 したスクして、る シグ超えに除染。 迅速に除染。		

修正前				修正後									
早期防護措置	OIL2	地射た吸経被止域取と等内せ 表線放入口ばす生をも1一た 面、射、摂くる産制に週時の が再性不取影た物限、間移の にでをも1一たの の遊質意よを、のる民度さ準	20μSv/h (地上1mで計測し 空間放射線量率 ^{*2})		1にし、物限に内をををををををををををををををををををををををををををををををををををを	上其門言才恒	早期坊護措置	DIL2	放しのなる防地摂と等内せる別が、現くる産制に週時のなる状はす生をも1一たのがです。 はいる はいばない はい は は は と を に る が は は は と が は は と が は は と が は は と が は は は は		20μSv/ mで計測 対線量率 ^{*2}	した場合の	1にし、物限に内域域ををををををををとれる。 1にし、物では、できるのでは、できる。 1にののでは、できる。 1にののでは、できる。 1にののできる。 1にののできる
飲食物摂	飲にスリン準	制限を判断する 準備として、飲	0.5μSv/h [*] (地上1mで計測し 空間放射線量率 ^{*2})	た場合の	数日内を目を物でを制定の放射性核種での放射性を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	貨工	にフリン	次こスリノ準 食係 ーグ 物るクニ基	OI 6に摂するに摂する制限をとして放射には、射には、射には、射には、射には、射には、射には、射には、射には、射には、	(地上1:	0.5 μ Sv/h m で計測 対線量率*2	した場合の	数日内食物を目内食物を軽に放射性核定が ででででである。
物摂取制限※9	OIL6	経口摂取によ る被ばく影響を 防止するため、 飲食物の摂取を 制限する際の基 準	核種*7	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他 2,000Bq/ kg**8 500Bq/k g	目途に飲食物 中の放射性核 種濃度の測定 と分析を行い、		物摂取制艰※9	DIL6	経口摂取によ る被ばく影響を 防止するため、 飲食物の摂取を 制限する際の基 準	核 種 粉 り 対 り が り が り り り り り り り り り り り り り り	飲料水 牛乳・ 乳製品 300Bq/ kg 200Bq/ kg	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他 2,000Bq/ kg**8 500Bq/k g	1週に対して 1週に対して 1週に対して 1週に対して 1個に対して 2000 では、 200

修正前		修正後
	20Bq/k 100Bq/k g g	

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性 核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- %7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 に おける OIL6 を参考として数値を設定する。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性 核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 に おける OIL6 を参考として数値を設定する。

修正前	修正後
※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。	※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲 | ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲 食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を 行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定 するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が 設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放 射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、 また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えるこ とから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係 るスクリーニング基準」を定める。

食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を 行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定 するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が 設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放 射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、 また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えるこ とから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係 るスクリーニング基準」を定める。

(参考)

別表3 屋内退避および避難等に関する指標

予測線量(単位:mSv)		: mSv)_	防護対策の内容
	外部被ばくに	内部被ばくによる等	
	よる実効線量	価線量	
		放射性ヨウ素によ	
		る小児甲状腺の等	
		<u>価線量</u>	
		・ウランによる骨表	
		面または肺の等価	
		線量	

(削除)

	修正前	Ţ	
	・プルトニウムによ		
	る骨表面または肺		
	の等価線量		
$10 \sim 50$	$100 \sim 500$	住民は、自宅等の屋内へ退避す	
		ること。その際、窓等を閉め、	
		気密性に配慮すること。	
		ただし、施設から直接放出され	
		る中性子線またはガンマ線の放	
		出に対しては、指示があれば、	
		コンクリート建家に退避する	
		か、または避難すること。	
50 以上	500 以上	住民は、指示に従いコンクリー	
		ト建家の屋内に退避するか、ま	
		たは避難すること。	
<u>(注)1</u> 予測線	量は、災害対策本部等に	こおいて算定され、これに基づく周	
辺住民等	の防護対策措置について	ての指示が行われる。	
2 予測線量は、放射性物質または放射線の放出期間中、屋外に居続			
<u>け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。</u>			
3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線			
量、ウランによる骨表面または肺の等価線量、プルトニウムによる			
骨表面ま	たは肺の等価線量が同-	ーレベルにないときは、これらのう	
<u>ちいずれ</u>	か高いレベルに応じた	<u> - 防護対策をとるものとする。(出</u>	

典:「防災指針」第5章5-3 表2)

第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施

- 1 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請または独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を開始するよう関係周辺市に連絡する。
- 2 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、国の要請または独自の判断により、関係周辺市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を行うよう要請するとともに、UPZ外の市町に対し、関係周辺市が行う防護措置の準備への協力の要請ならびに必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの勧告または指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請する。

第4 避難、屋内退避等の防護措置の実施

- 1 県は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請または独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を開始するよう関係周辺市に連絡する。
- 2 県は、全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力 緊急事態宣言を発出した場合、国の要請または独自の判断により、関 係周辺市に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備を 行うよう要請するとともに、UPZ外の市町に対し、関係周辺市が行 う防護措置の準備への協力の要請ならびに必要に応じて、屋内退避を 行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

また、県は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示および放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、または超えるおそれがあると認められる場合は、市町に対し、住民等に対する屋内退避または避難のための立退きの勧告または指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町と連携し国に要請する。

- 3 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示または避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。
- 4 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、輸送すべき人ならびに輸送すべき場所および期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共 機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者 の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、 当該輸送を行うべきことを指示するものとする。

5 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報<u>およびSPEED</u>

- 3 放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急 事態の状況により、OILに基づく緊急時モニタリングの結果に応 じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の 実施について、指示、助言等を行うこととされている。国が指示を 行うに当たり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該 指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。また、県は、市 町から求めがあった場合には、国による助言以外にも、避難指示ま たは避難勧告の対象地域、判断時期等について助言する。
- 4 県は、緊急事態応急対策の実施のため緊急の必要があると認める ときは、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関に 対し、輸送すべき人ならびに輸送すべき場所および期日を示して、 被災者の運送を要請するものとする。

なお、県は、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共 機関が正当な理由が無いのに上述の要請に応じないときは、被災者 の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、 当該輸送を行うべきことを指示するものとする。

5 県は、住民等の避難誘導に当たっては、避難対象区域を含む市町に協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資

修正後

<u>I ネットワークシステム等の大気中拡散計算結果</u>その他の避難に資する情報の提供に努める。

- 6 県は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は受入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示す。
- 7 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県内の他の市町への広域避難については、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
- 8 県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府県市や関 西広域連合にも応援要請・協力を求めるなど連携の確保に努める。 また、県域を越える広域的な避難等を要する事態となった場合、 県は災害の状況や緊急時モニタリング結果、気象情報、SPEED Iネットワークシステム等による放射性物質の大気中拡散計算結果

する情報の提供に努める。

- 6 県は、国の協力のもと、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町に対し、収容施設の供与およびその他の 災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は受 入先の市町と協議のうえ、要避難区域の市町に対し避難所となる施 設を示す。
- 7 県は、市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合、県内の他の市町への広域避難については、県独自の放射性物質拡散予測シミュレーションにおいて影響が少ない市町のうち、高速道路など道路を使った移動が容易であること、および受入れ可能施設の収容可能人数が一定規模あり、ある程度まとまった受入れが可能であることを考慮し、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心に協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
- 8 県は、避難所の確保を図るため、必要に応じて、近隣府県市や関 西広域連合にも応援要請・協力を求めるなど連携の確保に努める。 また、県域を越える広域的な避難等を要する事態となった場合、 県は災害の状況や緊急時モニタリング結果、気象情報等について総 合的に判断し、要請を行う府県を決定する。

等について総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。

その際、関西方面に避難する必要があると判断した場合には、原則として大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡するものとし、中部方面に避難する必要があると判断した場合には、「災害時等の応援に関する協定書(中部9県1市)」に基づき、応援要請を行う。

なお、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

修正後

その際、関西方面に避難する必要があると判断した場合には、原則として大阪府に対して避難の受入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡するものとし、中部方面に避難する必要があると判断した場合には、「災害時等の応援に関する協定書(中部9県1市)」に基づき、応援要請を行う。

なお、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、 原子力災害対策本部等に対して要請を行う。

第5 避難所等

1 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ指定 避難所<u>およびスクリーニング等の場所</u>の開設、住民等に対する周知 徹底について支援するものとする。また、必要があれば、あらかじ め指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認 の上、管理者の同意を得て避難所等として開設することを支援する。

第5 避難所等

1 県は、避難対象区域を含む市町に対し、緊急時に必要に応じ指定 避難所の開設、住民等に対する周知徹底について支援するものとす る。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設につ いても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難 所等として開設することを支援する。

第7 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>スクリーニング</u>および<u>除染措置</u>を実施するよう、地方公共団体に指示するものとされている。

県は、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、住民等の避難区域等からの避難において、住民等(避難

第7 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施

1 原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、<u>避難退域</u>時検査および<u>簡易除染</u>を実施するよう、地方公共団体に指示するものとされている。

県は、<u>避難中継所を設置し、</u>原子力事業者と連携し、国の協力を 得ながら、指定公共機関の支援の下住民等の避難区域等からの避難

修正前	修正後
輸送に使用する車両およびその乗務員を含む。)のスクリーニングおよ	において、住民等(避難輸送に使用する車両およびその乗務員を含
びスクリーニング結果に応じたOILに基づく除染を行う。	む。)の避難退域時検査および被ばく医療を提供するため等の検査な
	らびに検査結果に応じたOILに基づく除染を行う。
	2 避難中継所の運営にあたっては、避難者の受入れ、スクリーニン
	グから避難所への送り出しにいたる一連の対応のため、県・市・消
	防・警察による「避難中継所運営本部」を設置する。